

## 監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和6年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月19日

長崎県監査委員 下田 芳之  
同 研山 祐実  
同 松本 洋介  
同 坂本 浩

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 研山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

## 令和6年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### III 包括外部監査の結果報告・各論

#### 第1 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会

報告書 頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.32	公益財 団法人 食鳥肉 衛生協 会	<p>食鳥検査の検査手数料について</p> <p>【検査手数料の値上げのための継続的な取組み・検討】</p> <p>本法人は、経常費用の約9割を占める人件費を長期に据え置く等の経費削減に努め、平成30年度からは長崎県の補助金等を全く受け入れることなく、受託事業を達成しているところ、このような事業努力は大いに評価すべきである。</p> <p>もっとも、事業運営にあたり、検査の手数料収入については、更なる検討が必要といえる。</p> <p>すなわち、本法人のヒアリング調査によれば、食鳥処理場における食鳥検査は獣医師資格を有する職員のみが行うことができるところから、常勤・非常勤問わず検査員職員の安定した人材確保には苦慮しているとのことである。</p> <p>全国的に物価の上昇や人件費の高騰が続く昨今においては、獣医師資格を有した職員を安定して雇用することが容易ではないことは優に想像できるところである。また、食鳥検査という事業内容が国民の生命身体の安全に直接影響するという観点からは、民間での代替は困難であり、前述した第2次見直し方針においても本法人は当面県の関与が必要な団体と位置づけられている。本法人の収入源である食鳥検査費用の単価が、本法人ではなく各自治体によって決定されていることも併せ考慮すれば、現在本法人が県の補助金等を受けることなく事業運営を行っているとしても、様々な観点から、今後も県の関与が必要であると考えられる。</p> <p>様々な努力により財政的な自立を果たし事業運営を行っている本法人が、物価の上昇や人件費の高騰が続く状況の中で、より強固な財政基盤を構築し今後も健全な法人運営を行うためには、法人の財源となる食鳥検査の検査手数料の引き上げが必要不可欠である。</p> <p>この点、第2次見直し方針においても、本法人については団体・県とともに「手数料値上げのための取組み」が達成すべき目標として挙げられているものの、現在のところ実現には至っていない。</p> <p>本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。</p> <p>本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。(意見)</p>	<p>調査の結果、現状では、九州管内の食鳥指定検査機関に検査手数料値上げの動きはないが、今後の物価上昇等の状況や関係機関の動きを見ながら手数料値上げについて県と連携して検討してまいります。</p>	

### 第3 長崎県産業振興財団

報告書 頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.51	公益財 団法人 長崎県 産業振 興財団	<p>地場企業取引拡大支援事業－ビジネスマッチングフェアの開催について</p> <p>【開催費用に鑑みた参加費の検討が不十分】</p> <p>県内企業の参加費は5,000円とされているが、50企業程度の参加では25万円程度の収入しか見込めず、開催費用のわずかな部分にしか充てることができない。</p> <p>受益者負担の考え方に基づけば、参加することにより受注の機会を得る県内企業が開催に要する費用を負担するのが相当である。負担の割合としては、各企業における受注の機会の確保という私益的なものであり、かつ、参加するかどうかに必需性はなく企業の選択によること等に鑑みれば、開催に要する費用のうちの相当部分は負担してもらうのが妥当である。また、現在の5,000円の負担は、参加企業にとって参加を躊躇するような負担であるとは言いがたく、本事業の効果に鑑みれば、これを増額したとしてもなお参加を希望する企業は多くあり、参加の障壁になるとは考え難い。</p> <p>他方、九州各県で行われる商談会としては、各県単独で開催する商談会のほか九州各県が一部又は全部で合同開催する商談会など多数あるところ、いずれも参加する受注企業から参加費を徴収しているものではなく、参加費を徴収しているのは本法人のビジネスマッチングフェアだけであるとのことであった。九州各県合同での商談会である「製造技術マッチングフェア」や「九州自動車部品等現調化促進商談会」には本県からも多数の企業が参加しているため、県内企業の中にも商談会の参加費は無料であるとの認識が一定存在している。そのような状況下において、本法人のビジネスマッチングフェアはあえて有料で実施していること、面談組合せの関係上、県内企業の参加数は県外企業の少なくとも2倍程度を確保しなければならないこと等からすれば、県内企業に参加しやすい環境を維持するためには、現時点で増額するのは難しいと考えられる。</p> <p>とはいっても、昨今の物価高や人件費の高騰により、今後、開催費用も増大していく可能性も考えられるところであり、上記のとおり受益者負担の考え方に基づき参加者に相応の負担を求めることが自体に不合理な点はないと考えられるため、他県で開催される商談会の参加費の状況も見極めつつ、将来的に必要性・相当性が認められる状況に至った場合には、参加費の増額を検討すべきであると考える。</p> <p><u>ビジネスマッチングフェアの県内企業の参加費については、開催費用の金額や他県の状況を注視しつつ将来的に一定の増額を検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>令和7年度も、九州各県と共同開催する商談会及び各県単独の商談会のいずれも参加費を徴収しておらず、県内企業より参加費を徴収しているのは本県のみの状況に変化がないことから、当財団単独開催のビジネスマッチングフェアにおいても参加費の増額を見合わせました。</p> <p>従来より県から補助を受けて実施していることから受注企業側の負担をできるだけ軽減させることを念頭に開催に努めてまいりましたが、今後は物価高や人件費などの高騰により開催費用が増大していくことは十分に考えられます。</p> <p>以上のことから、参加費の増額については、各県と共同開催する商談会及び各県単独の商談会の参加費の考え方など他県の状況を注視するとともに、県補助額の増減を見ながら引き続き検討してまいります。</p>	

p.54	公益財団法人長崎県産業振興財団	<p>長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業 【事業費確定後に実施した事業の存在】</p> <p>脱炭素ビジネス支援事業に関して、財源となる国費との関係で例年3月上旬には事業費を確定させる必要があり、令和5年度は令和6年3月7日に事業費の見込額を確定させている。本法人としては、その後極力費用が発生しないように務めているとのことで、その後の同月15日及び同月21日にも同事業に関する意見交換会を開催したものの、費用が発生することはなかったとのことであった。</p> <p>しかし、講師料や会場費などは常に発生させずに済ませることができるとは限らないし、不測の追加の費用が発生してしまう可能性がないとも言い切れないでの、事業費の確定後に事業を実施すること自体をできる限り回避することが望ましいと考える。</p> <p><u>事業費については事業実施後に確定するようにすべきであり、事業費確定後に事業を実施することはできる限り回避できるよう、年間計画の立案とその進捗の管理に務めることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>ご意見のとおり、進捗管理を徹底し、経費のかかる事業については全て、補助金の確定前に事業実施を完了し、また確定後に行った一部事務についても、事前に費用負担が無いことを十分に検証したうえで実施してまいります。</p> <p>なお、確定後に急な対応など事前に予測できない業務が発生した場合については、自主財源による負担など柔軟に対応してまいります。</p>	
p.58	公益財団法人長崎県産業振興財団	<p>新企業創出支援事業（サービス産業経営体質強化事業） 【専門家派遣結果報告書に支援を受けた時間数の記載がない】</p> <p>認定企業は、専門家の派遣を受け、支援を受けた後、専門家の派遣を受けたこと及びその結果を本法人に対して書面（専門家派遣結果報告書）で報告する。また、支援を行った専門家も、書面により本法人に業務を実施したことの報告を行う。</p> <p>本法人は、これらの報告に基づき派遣した専門家に対してその費用を支払うこととされている。専門家の費用は、支援を行った時間数に応じて決定されるところ、支援を行った時間数は、専門家から提出される報告書には記載されることになっているのに対し、支援を受けた認定企業から提出される専門家派遣結果報告書には記載の必要がないこととされている。</p> <p>しかしながら、費用の支払を受ける専門家の申告した時間数のみをもって費用を算定すると、過大請求につながる可能性があるため適切であるとは言がたいため、支援を受けた認定企業側からも、支援を受けた時間数の報告を受けるのが妥当である（あるいは、専門家が報告書を提出するに当たり、支援を行った時間数欄に認定企業の署名を求める方法も考えられる）。</p> <p><u>専門家が行った支援の時間数につき、専門家からの報告に加え、支援を受けた認定企業からも報告を受けて確認を行うのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>ご意見に従い、専門家派遣に同行した職員及び支援を受けた認定企業が支援時間数を確認し、報告書へ記載することといたします。</p>	

p. 59	<p>公益財団法人長崎県産業振興財団</p> <p>新企業創出支援事業（サービス産業経営体質強化事業）  <b>【ハンズオン支援の実施報告の脱漏】</b>          令和5年度のハンズオン支援は、一般社団法人長崎県中小企業診断士協会に委託して実施された。          委託期間の終了に際し、同協会からは、ハンズオン支援の実施日及び実施内容が網羅的に記載された完了報告書が提出されている。本法人は、同完了報告書の提出を受けて、同協会に対して委託金の支払を実施した。          同協会から提出された完了報告書を確認したところ、ハンズオン支援を行った企業のうち1社に対する2実施日分のページ漏れが存在した。監査人の指摘に基づき本法人において調査したところ、提出を受けた完了報告書を県に提出するため本法人が複製を作成した後、誤って同ページの原本と複製の双方とも県に送付してしまったことが判明した。          企業にとって重要な機密情報が含まれる可能性もあり得るものであるから、書類の取扱いには細心の注意が必要であり、原本送付のために複製を作成した場合には、複製は速やかに一件記録に綴って保管すべきである。</p> <p><u>完了報告書を含め、書類や情報の取扱いについては細心の注意を払い、必要書類については、速やかに一件記録に綴って保管すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>ご指摘に従い、報告書提出の際に提出書類の確認を必ず複数名で行うことにより取り扱いを変更しました。引き続きミスの防止に努めます。</p>	
-------	---	--	--

## 第4 公益財団法人 諫早湾地域振興基金

報告書 頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.79	公益財 団法人 諫早湾 地域振 興基金	<p>「ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業」 【事業経費の金額を正確に把握できていない】</p> <p>上記助成対象者は、コスモスマつりの経費を証明する領収証の中に私物の領収証が混在していたようであり、手書きで修正したものと提出している。また、事業費一覧は、領収証の金額と一致しておらず、当該事業にかかる経費については、正確な金額が不明である。</p> <p><u>本法人は、助成事業対象者に対し、当該事業費一覧と領収証を対応させる等して、当該事業にかかる経費について、正確な金額を把握できよう</u>な報告書を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和6年度事業については、助成事業対象者に対して、事前に事業費一覧と領収書を適切に突合した上で報告書を提出するよう指導を行い、内容を確認しました。</p> <p>今後とも、提出された書類の精査を確実に行い、事業経費の正確な把握に努めます。</p>	